

平成27年本宮市教育委員会2月定例会会議録

- 1 日 時 平成27年2月18日(水) 午後1時30分～午後3時42分
- 2 場 所 本宮市役所 3階 第1・2常任委員会室
- 3 出席委員
- |               |         |
|---------------|---------|
| 委 員 長 (1番)    | 仲 川 清   |
| 委員長職務代理者 (2番) | 谷 明 子   |
| 委 員 (3番)      | 渡 辺 俊 之 |
| 委 員 (4番)      | 古 宮 博 文 |
| 教 育 長 (5番)    | 原 瀬 久美子 |
- 4 出席職員
- |                |       |
|----------------|-------|
| 教育部長           | 国分 忠一 |
| 次長兼教育総務課長      | 後藤 章  |
| 次長兼生涯学習センター長   | 溝井 正弘 |
| 次長兼第一保育所長      | 猪股 照子 |
| 幼保学校課長         | 渡辺 裕美 |
| 参事兼管理主事兼指導主事   | 鈴木 康雄 |
| 指導主事           | 穠山 俊之 |
| (書記) 教育総務課課長補佐 | 渡辺 和義 |
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- |        |   |
|--------|---|
| 議案第19号 | 本宮市子ども屋外プール条例の制定について                      |
| 議案第20号 | 本宮市子ども屋外プール条例施行規則の制定について                  |
| 議案第21号 | 本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の制定について |
| 議案第22号 | 本宮市特定教育・保育施設等費用徴収規則の制定について                |
| 議案第23号 | 本宮市立幼稚園費用徴収規則の制定について                      |
| 議案第24号 | 本宮市保育所費用徴収規則の一部を改正する規則の制定について             |
| 議案第25号 | 本宮市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について              |
| 議案第26号 | 本宮市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則の制定について       |
| 議案第27号 | 本宮市幼保総合施設管理規則の一部を改正する規則の制定について            |
| 議案第28号 | 本宮市放課後児童保育に関する規則の一部を改正する規則の制定について         |
| 議案第29号 | 平成26年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第12号)について       |
| 議案第30号 | 平成27年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について               |

- 協議第 1 号 福島・伊達・安達採択地区教科用図書共同採択に関する規程（案）の承認について
- 協議第 2 号 本宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 報告第 1 号 本宮市議会からの予算要望に対する回答について
- 報告第 2 号 岩根小学校新体育館の完成について
- 報告第 3 号 本宮第一中学校南校舎及び白沢中学校体育館の耐震補強改修工事について
- 報告第 4 号 スーパーティチャーによる体育の授業について

## 7 審議経過

【午後 1 時 30 分開会】

◇委員長 それでは、少し時間早いのですが、始めさせていただきます。

それでは、大変御苦労さまでございます。

ただいまから、教育委員会 2 月定例会を開会したいと思います。

---

### ◎会議録署名委員の指名

◇委員長 会議録署名委員の指名につきましては、今回は 4 番委員と 5 番委員の方をお願いいたします。

◇委員長 なお、議事進行に当たりましては、従来どおり着席のまま運営を図りたいと思いますので、よろしくご了承願いたいと思います。

---

### ◎教育長諸報告

◇委員長 それでは、教育長から諸報告をお願いします。

どうぞ。

◇教育長 それでは、報告をさせていただきます。

初めに、平成 27 年度の当初予算についてです。

平成 27 年度の一般会計予算につきましては、震災からの復旧復興への事業等に重点配分される中、教育委員会所管の予算につきまして、昨年 12 月に教育委員会として市長に予算要望をした事業において、一部を除き予算要求が認められました。これによりまして、教育振興基本計画の実施計画に基づいて、事業の推進を図ってまいります。詳細につきましては後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。出席報告は資料のとおりです。よろしくお願いいたします。

◇委員長 それでは、予算案につきましてはこれから審議しますが、今の教育長の報告で何かあれば、お願いいたします。

皆さんの質問等、特にありませんね。

〔「はい」と言う人あり〕

---

### ◎議案第 19 号 本宮市子ども屋外プール条例の制定について

◇委員長 それでは、議案が少しきょうは多いので、要領よく進めてまいりたいと思います。

議案第19号 本宮市子ども屋外プール条例の制定についての提案をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 [議案第19号を朗読]

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 それでは、資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

東日本大震災以降の小学生以下の子供の体力低下に伴います運動不足の解消や健康増進を図ることを目的とし、現在まゆみ小学校敷地内に屋外プールを整備しているところであります。このプールを27年度から供用開始に対応するために、屋外プール設置に必要な事項を定めるための条例あるいは施行規則が必要になりましたので、今回議案として提案するものであります。

まず、2ページの本宮市子ども屋外プール条例であります。本宮まゆみ小学校敷地内に開設されます屋外プールの設置に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

施設の名称につきましては、本宮市子ども屋外プールとし、設置の目的につきましては、先ほども言いましたが、東日本大震災以降の小学生以下の子供の体力低下に伴う運動不足の解消と健康増進を図ることとするものであります。

施設の利用対象者につきましては、小学生以下の子供とその付添者とするものであります。また、施設の使用料を定めますが、規則におきまして使用料を減免し、子ども屋外プール設置の目的に資するものであります。

なお、この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、説明といたします。

◇委員長 質問ありますか。

これ、ちなみに、先の話ですが、7月の水泳大会がありますね。これの使用場所はここになる予定なんかは考えていますか。

はい。

◇教育部長 この事業は国の事業100%活用しまして実施しております。その中で、目的を達成するためにここを使ってくださいという条件がつけられておりますので、当面、27年度につきましてはここを使わせていただきます。その結果を踏まえて、次年度以降については、また検討させていただくことになるかと思っております。

以上です。

◇委員長 はい、わかりました。

皆さんのほうから何か。いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それでは、異議がありませんので、19号は承認することにいたします。

---

◇

◎議案第20号 本宮市子ども屋外プール条例施行規則の制定について

◇委員長 次に、20号をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 [議案第20号を朗読]

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

本宮市子ども屋外プール条例施行規則であります。この規則につきましては、先ほど申し上げました本宮市子ども屋外プール条例の施行に関し、必要な事項を定めるための規則でありまして、そのために制定するものであります。

本宮市子ども屋外プールの利用期間、利用時間と使用料の減免等について規定をしております。なお、この規則につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、説明いたします。

◇委員長 それでは、質疑をいただきます。

◇3番委員 教えていただきたいんですけども、こちらを使用する場合は、申請はどちらに出すのか。あと、遊んでいる場合ですね、管理は誰にされるのかというのをちょっとお聞きします。

◇委員長 では、ちょっと。

◇生涯学習センター長 このプールにつきましては、まゆみ小学校の敷地内にあるわけなんです。一応社会体育施設ということで、生涯学習センターのほうで管理をいたします。それで、通常まゆみ小学校の児童の方に使っていただきますが、夏休み等に関しては、先ほど条例でその子供とその保護者の方ということなものですから、よその学校の子供さんも、希望があればそこを利用させていただくと。あと、夏休み期間中につきましては警備員を配置しまして、安全管理を図るということで予定をしております。

◇委員長 よろしいですか。

◇3番委員 申請書を出すのは、まゆみ小学校。

◇生涯学習センター長 特に申請書を出すというのはないので、そのガードマンの方に、入りますということで、直接言っていただいて入っていただくということで大丈夫です。

◇3番委員 わかりました。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇2番委員 今の申請書の、この第3条の申請書というのは、結局ほかの学校の方とかが入りたいときはあらかじめ言うておいてくださいよという話でしょうか。

◇生涯学習センター長 団体で使用する場合は、申しわけないです。団体で使用する場合は前もって申請書を出していただく。個人的に入る場合は特にそのまま入っていただくということで。

◇2番委員 はい、ありがとうございました。

◇委員長 それでは、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、承認することにいたします。

---

◎議案第21号 本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の制定について

◇委員長 議案第21号をお願いいたします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第21号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援制度において、子供の教育、保育に係る給付制度が創設され、市の確認を受け、給付対象になった施設及び事業について、幼稚園や保育所等の特定教

育と保育施設は施設型給付、それから、家庭的保育事業や小規模保育事業等の特定地域型保育事業については、地域型給付を受けることになります。この規則につきましては、市が確認する事項について定めるもので、特定教育と保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する申請、それから通知、それから辞退等の必要事項を新たに制定するものでございます。

なお、この規則につきましては、平成27年4月1日より施行いたします。

以上です。

◇委員長 これ、ずっと後と、議題とも関連してきます。ありますか、意見。

21号、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、21号については承認することに決めます。

---

◎議案第22号 本宮市特定教育・保育施設等費用徴収規則の制定について

◇委員長 続いて、22号をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第22号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の9ページと10ページをごらんいただきたいと思います。

この規則は、本宮市特定教育・保育施設利用等徴収条例の第3条の規定により、費用の徴収に関して、必要な事項を規則で制定するものでございます。

主な内容といたしましては、同条例の3条3号に規定しております本宮市立の幼稚園と本宮市立の保育所以外の子ども・子育て支援制度に移行する私立の幼稚園、それから認可保育所の授業料及び保育料の徴収額について、国の利用者負担額を基準として定めるものでございます。

なお、市の独自減免につきましては、備考の5と6にございますが、本宮市の公立幼稚園等減免規定につきましては同様としており、市町村民税所得割非課税世帯については無料、それから、同一世帯に2人以上就園している場合の次年長者については無料としているものでございます。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行をいたします。

◇委員長 質疑をいただきます。

よろしいですか。聞いててちょっとわからないところあるけれどもね。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、異議がないようですので、22号については承認することに決めます。

---

◎議案第23号 本宮市立幼稚園費用徴収則の制定について

◇委員長 それでは、続きまして議案第23号をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第23号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の12から14ページをごらんいただきたいと思います。

この規則は、本宮市特定教育・保育施設利用等徴収条例の第3条の規定により、公立の幼稚園に関する費用の徴収に関して必要な事項を規則で制定するものでございます。

主な内容でございますが、第2条におきましては、授業料の徴収額について定めてございます。

通常の授業料の額については第1表により、通常の授業を超えて一時預かり保育を利用する場合は、第2表にあるように定めるものでございます。

また、第3条におきまして、臨時的に家庭における保育が困難な場合の臨時一時預かり保育料徴収額について定めるものでございます。

なお、今回の徴収規則により以前と変更となります内容は、市の独自減免を含んだ内容となっており、第2子目無料については、別表1と別表2において追加記載されております。また、備考において市町村民税所得割非課税世帯については無料としており、さらに、別表2の一時預かり保育料徴収基準額においては、土曜保育利用者と利用しない者の金額を保育所と同様に格差をつけてございます。土曜保育利用者の市町村民税所得割非課税世帯につきましては2,500円、市町村民税所得割非課税世帯については6,000円、市町村民税所得割課税世帯については8,500円と新たに定めるものでございます。

なお、この規則は平成27年4月1日より施行をいたします。

以上です。

◇委員長 それでは、23号についての質疑をいただきます。

いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、23号については承認することに決めます。



#### ◎議案第24号 本宮市保育所費用徴収規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 議案第24号についてをお願いいたします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第24号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の16ページから19ページをごらんいただきたいと思います。

これは、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、費用徴収規定の一部を改正するものでございます。

費用の徴収に関して、その根拠が児童福祉法から本宮市特定教育・保育施設利用等徴収条例に改正され、国により利用者負担が設定されたことに伴い、公立保育所の費用徴収規則の一部を改正するものでございます。

別表の保育料徴収金額等につきましては、本宮市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則5条に規定する保育標準時間と保育短時間に分けて徴収することとなりました。保育料の算定基準につきましては、所得税から市民税所得額に変更となり、国の基準に準じて定めております。それによりまして、3歳児、それから4歳児以降の場合の保育料が昨年より、平成26年度より若干安くなることとなりました。また、備考の7における市の独自減免基準の無料対象者を、今年度とほぼ同額の基準とするために、第2階層及び第3階層に属する場合を市町村民税非課税世帯の場合といたしております。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行をいたします。

以上でございます。

◇委員長 質疑があればお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、24号については、異議がありませんので承認することにいたします。

◇  
◎議案第25号 本宮市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 それでは、25号をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第25号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の21ページから22ページをごらんいただきたいと思います。

これは、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、公立の幼稚園の管理規則の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、第7条の学級編制について、国の教諭配置基準が改正されたため、1学級の園児数を35人から30人に改正をいたします。

第22条の非常災害と第23条の虐待等の防止につきましては、本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の第20条に基づき、追加するものでございます。

なお、この規則は平成27年4月の1日から施行をいたします。

以上でございます。

◇委員長 規則の一部改正について何か質疑があればいただきます。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、25号につきましては承認することに決めます。

◇  
◎議案第26号 本宮市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 次に、議案第26号をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第26号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の24ページから26ページをごらんいただきたいと思います。

これは、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、公立幼稚園の預かり保育に関する規則の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、本宮市立幼稚園条例第3条の預かり保育の名称が、一時預かり保育に改正されたことによる改正となっております。

また、4条の第2項及び第4項において、現行の短期から臨時に名称変更し、家庭における保育が困難な場合の臨時一時預かり保育利用の手続について改正をしております。

第6条の預かり保育料の免除につきましては、本日提出いたしました議案第23号 本宮市立幼稚園費用徴収規則第2条で規定されているため、削除するものでございます。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行をいたします。

以上でございます。

◇委員長 質疑ある方挙手。

特に難しいことはないですね。いいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、26号につきましては承認することに決したいと思います。

◇議案第27号 本宮市幼保総合施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 次に、議案第27号をお願いいたします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第27号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

これは、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、本宮市幼保総合施設管理規則の一部を改正するものでございます。

第3条の定員につきまして、国の基準により定めております本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例に基づき、ゼロ歳児、1・2歳児、3歳児以上の区分に応じ定めるものでございます。

なお、それぞれの人数は、施設の面積基準と職員配置基準をあわせ、最大で積算した人数となっております。

この規則につきましては、平成27年4月1日より施行をいたします。

以上でございます。

◇委員長 じゃ、質疑をいただきます。

私、これ数、私のほうから質問なんです、今までは保育所部が118人の定員だったんですね。それが、今回は12、78、40を足した人数分となると、少ない人数の配置になっていますね。多く、130になるの、多くなっているのか。

◇幼保学校課長 多くなっています。130人になっています。

◇委員長 そうすると、それは施設にはそれだけ余裕があるというふうなことなんですか。

◇幼保学校課長 最大で、面積で1人当たり、小さい子だと3.3平米とか、あと、4・5歳児とか4歳児だと1.98平米とか、面積で決められておりますので、それで最大限で出した数字となっております。

◇委員長 はい。

◇教育部長 保育所部だけですが、従来の施設をそのまま使えばそんなに大きく変わりませんが、従来、保育室として使っていなかった場所まで活用して受け入れるということで人数はふえております。そうしなければ、27年度非常に厳しい状況になりますので。

◇委員長 はい。

◇2番委員 再確認なんです、人員の面でもこれだけ受け入れられるだけの先生方はいらっしゃるっておっしゃったような気がしたんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

◇委員長 はい。

◇教育部長 室的には整いますが、あとは先生の数になります。現状でもう不足しておりますので、鋭意努力して募集をしておりますが、場合によっては、先生の数が足りなくて、この定数まで預かれないという事態も想定されます。

◇委員長 よろしいでしょうか。



〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、27号については異議がありませんので、承認することに決したいと思います。

◇議案第28号 本宮市放課後児童保育に関する規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 次に、第28号をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第28号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料の30ページから32ページをごらんいただきたいと思います。

これは、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、本宮市放課後児童保育に関する規則の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、第4条の定員でございますが、本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規則を定める条例第10条第4項に基づき、定員をそれぞれ、おおむね40名としております。また、対象児童は、同条例の第5条に基づき、原則小学校1年生から3年生までだったものを児童と改めるものでございます。

なお、第9条、10条、11条につきましては、さきに制定をいたしました本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において規定されているため、削除をしております。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行をいたします。

以上でございます。

◇委員長 それでは、質疑をいただきます。

はい、どうぞ。

◇2番委員 すみません。もとみややまゆみなど、この第1と第2になっているということは、定員が多分1クラス何名ということから、ふやして80名ということになさって、それで1年から6年という形なんだろうと理解したんですけども、糠沢、和田、白岩は定員が減っていて、預かる対象の児童の年齢は広がっているんですが、現状としてはこの人数で多分大丈夫だろうということでしょうか。

◇幼保学校課長 現在も、白沢地区におきましては、1年生から6年生まで預かっている状況にあります。現在も40名を超しているところはございませんので、こちら40名で大丈夫かと思えます。

◇2番委員 ありがとうございます。

◇委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、28号につきましては異議がありませんので、承認することに決したいと思います。

◇議案第29号 平成26年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第12号）について

◇委員長 次に、29号についてお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第29号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇教育総務課長 一般会計補正予算案（第12号）の内容につきましてご説明をいたします。

なお、補正予算の市長査定終了が2日前でしたので、予算書として資料を準備することができませんでした。このため、今回は予算要求書により歳出の概要につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、別冊の議案第29号資料をごらんいただきたいと思っております。

初めに、教育総務課の関係でございますが、20ページをお開き願います。

保育所維持管理事業の委託料につきましては、執行完了による予算残額の減額でございます。

工事請負費につきましては、五百川幼保総合施設の子育て支援センターの一室を、4月から一時預かり保育室として利用するため、手洗い場の設置に要する経費を計上いたしました。

次に、22ページをお開き願います。

教育委員会運営事業の旅費につきましては、費用弁償に不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

教育総務管理事務の積立金につきましては、今後の学校等施設耐震化事業の財源として積み立てを行っておりますが、3月補正におきまして、今年度分の基金利子の積み立てと27年度積み立て予定額1億円のうち、前倒しにより5,000万円を積み立てるものでございます。

続きまして、26ページをお開き願います。

小学校施設維持管理事業でございます。

委託料及び工事請負費につきまして、不用額を減額補正する内容となっております。

続きまして、28ページをお開き願います。

岩根小学校施設整備費は、新体育館の建設に要した経費でございます。工事管理委託料及び建設工事費につきまして、事業実績に基づき不用額を減額するものでございます。

続きまして、30ページの中学校施設維持管理事業及び32ページ、幼稚園施設維持管理事業の各委託料につきましては、それぞれ執行残の補正、減額補正を行うものでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思っております。

岩根幼稚園施設整備事業の公有財産購入費につきましては、岩根幼稚園駐車場整備のための土地取得が完了いたしましたので、予算残額を減額補正する内容となっております。

以上、教育総務課が所管いたします内容の説明とさせていただきます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、幼保学校課が所管いたします内容について説明させていただきたいと思っております。

36ページをごらんください。

保育所給食放射性物質検査事業でございますが、給食食材、賄材料費の補正減は、検査用の材料が保育所費で支出したことによるものです。

機械校正事務と放射性物質検査業務委託料は、委託契約の請け差による補正減となっております。

38ページをごらんいただきたいと思っております。

保育所事務委託事業でございますが、里帰り出産等の理由で市内保育所から市外保育所に異動した場合の委託料で、今年度につきましては利用がなかったため、補正減となっております。

40ページをごらんいただきたいと思います。

民間認可保育所・保育園運営支援事業でございますが、補助金の額の確定による補正減となっております。

42ページをごらんいただきたいと思います。

民間認可外保育所・保育園運営支援事業でございますが、こちらも補助金の額の確定による補正減となっております。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと思います。

教育総務管理事務でございますが、遠藤輝雄奨学基金利子繰出金でございますが、利子の確定による補正減となっております。

46ページをごらんいただきたいと思います。

篤志奨学資金給与基金事業でございますが、今年度、16人の給付ということで見込んでおりましたが、10人と確定したことによる補正減となっております。

利子積立金につきましては、額の確定による補正減となっております。

続きまして、48ページをごらんください。

学校教育総務事務でございますが、教師用のパソコン、バージョンアップによるOSの購入契約でございます。請け差による補正減となっております。

続きまして、50ページをごらんいただきたいと思います。

学力向上対策事業でございますが、漢字検定等補助金の見込みによる補正減となっております。

続きまして、52ページをお開き願いたいと思います。

外国語指導助手招致事業でございますが、帰国旅費の確定による補正減となっております。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと思います。

特別支援教育支援員配置事業でございますが、見込み賃金の単価と通勤手当の増額による補正増となっております。

続きまして、56ページをごらんいただきたいと思います。

キャリア教育推進事業でございますが、講演会開催に伴う講師謝礼と旅費の確定による補正減、それから、国内交流派遣事業調査費につきましては、へそのまち協議会の沖縄県の宜野座村と事業内容の検討を重ねておりましたが、今年度の訪問調査が実施できなかったことによる補正減となっております。

続きまして、58ページをごらんいただきたいと思います。

学校給食放射性物質検査事業でございますが、検査用食材の不足による補正減と、検査業務委託料の確定による補正減となっております。

60ページをごらんいただきたいと思います。

小学校管理運営事業でございますが、プール監視員賃金の確定による補正減となっております。

続きまして、62ページをごらんいただきたいと思います。

小学校教職員定期健康診断事業でございますが、健康診断委託料と人間ドック検査負担金の確定による補正減となっております。

64ページをごらんいただきたいと思います。

小学校振興教材整備事業でございますが、平成27年度に小学校の学習指導要領が改正となります。それに伴う教師用の指導書の購入代金の補正増となっております。

続きまして、66ページをごらんいただきたいと思います。

小学校就学奨励援助事業でございますが、要保護、準要保護の認定者増による補正増となっております。

68ページをごらんいただきたいと思います。

中学校教職員定期健康診断事業でございますが、健康診断委託料の確定による補正減となっております。

70ページをごらんいただきたいと思います。

中学校就学奨励援助事業でございますが、要保護、準要保護の認定者増による補正増となっております。

続きまして、72ページをお開き願いたいと思います。

自校給食事業の学校給食費未納費負担金でございますが、今年度中に納付が困難な給食費を市が一時的に負担するための補正増となっております。

74ページをお開き願いたいと思います。

本宮方部学校給食センター運営参画事業でございますが、自校給食事業と同様に、今年度中に納付が困難な給食費を市が一時的に負担するための補正増となっております。

以上、幼保学校課が所管いたします内容の説明を終わらせていただきます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 続きまして、生涯学習センターが所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

76ページをごらんいただきたいと思います。

社会教育総務費であります。これにつきましては、臨時職員の中途採用に伴いまして、臨時職員の賃金30万円を減額するものであります。

続きまして、78ページになります。

文化芸術振興費であります。これにつきましては、事業完了に伴います公演委託料18万7,000円の減額するものであります。

次に、80ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、文化スポーツ振興基金積立費であります。基金利子積立金と中央公民館図書室の図書の充実のためということで、菊田トヨ様から寄附がありましたので、その寄附金を文化スポーツ振興基金に積み立てるものであります。

次に、82ページをごらんいただきたいと思いますが、これもふるさと納税積立事業であります。これにつきましては、331万円のふるさと納税積立金がありましたので、文化スポーツ振興基金に積み立てるものであります。

次に、84ページになります。

文化財・史跡保存事業であります。これにつきましては、文化財看板修繕、あと指定天然記念物の樹勢回復業務委託料、事業完了いたしましたので減額するものであります。

次に、86ページになります。

スポーツ振興活動団体支援事業であります。これにつきましては、事業完了に伴いまして、東北総体実行委員会補助金10万円を減額するものであります。

次に、88ページになります。

スポーツ交流事業であります。上尾市とのスポーツ交流事業完了に伴います146万1,000円を減額するものであります。

次に、90ページになります。

白沢公民館維持管理事業であります、白沢公民館と白岩分館の屋上防水工事に請け差が生じたので、工事請負費31万6,000円を減額するものであります。

次に、92ページになります。

海洋センター維持管理事業であります、これにつきましては、講師の都合によりまして開催できなかった水泳教室委託料の40万円及び幼児用プール塗装工事の請け差が生じたので、その金額を減額するものであります。

以上、生涯学習センター所管の事項について説明をさせていただきます。

◇委員長 以上ですね。

それでは、議案第29号 平成26年度教育委員会所管の一般会計補正予算（12号）についての説明が終わりました。

皆さんからの質疑をいただきます。

はい、どうぞ。

◇2番委員 2点ほど。数字そのものじゃなくて、ちょっとお伺いしたいんですが、漢字検定のところで随分戻す分が多いというか、なので、実際多分人数分でこれは予算を立てていたんでしょうが、それぐらいしか、非常に、8割、9割ではなく、パーセンテージ、今ざっと見ただけなのでちょっとわからないですけども、半分強ぐらいの方しか受けなかったということでもよろしいんでしょうか。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 予算上では、80%ということで予算を計上させていただきましたが、実際実施しましたのが53%ぐらいとなっております。ただ、1回だけの補助金になっておりますので、1人のお子さんが2回、3回受けているケースもございますので、延べにするともっと受検率は高いのかなと思われま。補助率でいうと53%になります。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇2番委員 よろしいですか、もう1点。

教職員の方の健康診断のところも、何か大分額が減額になっていた、こういうのはご自分でなさる、多分予算を立てる時点で何人ということで予算を立てられていると思うんですが、この減額になるという理由ですね。だから、ご自分で受けられるとか、どういうことなのかかなと思ったんで、ちょっとお伺いしたいなど。

◇幼保学校課長 健康診断を受けずに、例えばあらかじめ自分は胃が悪いとかという場合については、直接健康診断ではなく、自分で病院に行ったりする方もございます。予算的には、全体の枠でとってございますので、このような結果になるのかなと思います。

◇2番委員 わかりました。ありがとうございます。

◇委員長 29号はよろしいですか。

はい、どうぞ。

◇4番委員 学校プール監視員の賃金のことなんですけれども、こちらが、予算が52万8,000円に対して5万3,600円ということだと思っております、これの内容をちょっと教えていただきたいなと思います。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 実は、臨時職員で本来は賄うための賃金を全部上げてはいたんですけれども、募集

をしてもなかなか集まらず、市のもともと雇用している、市の教育委員会で雇用している臨時職員を充てて監視をしていただいている状況でございます。本来ですと、別様に募集をして、監視員だけのための募集をさせていただいたんですけれども、もう集まらなかったのも、市のほうで職員、それから市にもともと雇われている臨時職員で対応したというような状況でございます。欠員というようなことではございません。

◇委員長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 その他、なければ、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、29号につきましては異議がございませんので、承認することに決したいと思います。

◇  
◎議案第30号 平成27年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算について

◇委員長 次に、30号をお願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第30号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇教育総務課長 平成27年度教育委員会所管の本宮市一般会計予算につきまして、教育総務課より順にご説明を申し上げたいと思います。

なお、説明につきましては歳出概要とさせていただき、歳入につきましては予算書をご参照いただけますようあらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、議案第30号の資料をごらんいただきたいと思います。

182、183ページをお開き願います。

3款民生費の保育所費、説明欄3、保育所維持管理費は、公立保育所の維持管理に要する経費でございます。前年度同様の予算を計上いたしております。

続きまして、186、187ページをお開き願います。

4目児童福祉施設費の説明欄1、児童福祉施設管理運営費は、第2児童館の維持管理に要する経費でございます。平成27年度は通常の維持管理経費に加えまして、遊戯室の空調設備更新予算を計上いたしました。

続きまして、294、295ページをお開き願います。

10款教育費、1項1目教育委員会費の説明欄1、教育委員会運営費につきましては、前年度同様の予算を計上いたしました。

なお、教育委員会連絡協議会安達支会負担金につきましては、毎年度繰越金が発生している状況から、平成27年度の市負担金は前年度の半額となっております。

続きまして、296、297ページをお開き願います。

2目教育総務管理費の説明欄に、教育総務管理費は、臨時職員の雇用や教育事務評価委員報酬、教育委員研修などに要する経費を計上いたしました。

また、白沢地区小・中学校4校へのエレベーター設置につきまして、今後計画的な推進を図るため、調査費を新規計上いたしました。

続きまして、300、301ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄 5、篤志奨学資金給与基金費でございますが、平成 27 年度は継続 10 名分、新規 12 名分の給与基金を計上したものでございます。

続きまして、314、315 ページをお開き願います。

2 項 1 目学校管理費の説明欄 3、学校施設維持管理費は、小学校施設の良好な教育環境を維持するため、前年度同様の予算計上となっております。

なお、工事請負費につきましては、和田小学校物置改築工事及び白岩小学校のプールサイド防護壁改修工事を予定するものでございます。

続きまして、318、319 ページをお開き願います。

3 目学校建設費、説明欄 1、岩根小学校施設整備費は、新体育館の完成に伴いまして、校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の整備及び旧体育館の解体と跡地の駐車場整備に要する経費を計上しております。

続きまして、324、325 ページをお開き願います。

3 項 1 目学校管理費の説明欄 4、学校施設維持管理費は、中学校施設の維持管理に要する経費といたしまして、前年度同様の予算を計上いたしました。

続きまして、328、329 ページをお開き願います。

3 目学校建設費、説明欄 1、中学校施設耐震化費は、本宮第一中学校南校舎及び白沢中学校体育館の耐震補強改修工事に要する経費を計上いたしました。

同じく、説明欄 2、本宮第 2 中学校施設整備費は、平成 28 年度に教室の不足が見込まれるため、1 教室分の増築工事費を計上いたしました。

続きまして、334、335 ページをお開き願います。

4 項 1 目幼稚園費の説明欄 5、幼稚園施設維持管理費につきましては、公立幼稚園施設の維持管理に要する経費でございます。修繕料、各種委託料など、前年度同様の予算計上となっております。

以上、教育総務課が所管いたします予算概要の説明とさせていただきます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、幼保学校課が所管いたします内容につきまして説明申し上げたいと思います。

資料の 172、173 ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄 5 の地域子育て支援費、(2) の地域子育て支援拠点事業（センター型）でございますが、子育て支援センターにおいて、子育てに関する育児支援や相談業務等を実施するための経費となっております。

続きまして、174、175 ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄 6、放課後児童健全育成費でございますが、これは市内 7 カ所、今回 19 の支援クラブで放課後児童クラブを運営する経費となっております。

続きまして、180 ページと 181 ページをごらんいただきたいと思います。

3 目保育所費でございますが、説明欄 2、保育所運営費につきましては、市内 5 カ所の保育所の運営費で、臨時職員の人件費、それから給食事業に係る経費、各種団体等への負担金、それから PTA 団体への健康づくり推進事業の補助金などが主な内容となっております。

続きまして、182、183 ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄 3 の保育所維持管理費でございますが、185 ページの 14 節使用料及び賃借料の 2、150 万円を計上しておりますが、これは、五百川幼保総合施設分庁舎、旧第四保育所になります。

れども、これの土地の借り上げ料となっております。

続きまして、説明欄4の特別保育費でございますが、これは一時保育事業、延長保育、それから障害児保育事業を実施するものでございまして、臨時職員の賃金が主なものとなっております。

続きまして、説明欄5、民間保育所・保育園育成費でございますが、これは、民間保育所に対する運営費等の支援と、認可外保育施設への運営費、教材費等の支援を行っているものでございます。

続きまして、186、187ページをごらんいただきたいと思います。

4目児童福祉施設費の説明欄1、児童福祉施設管理運営費の(2)第1・第2児童館運営事業でございますが、第1児童館につきましては運営の補助金を交付、それから、第2児童館につきましては委託料を支出するものでございます。

続きまして、10款に移らせていただきたいと思います。

予算書につきましては、298ページ、299ページをごらんいただきたいと思います。

1項教育総務費、2目教育総務管理費でございます。

説明欄3の子ども安全対策費ですが、子供たちの安全・安心を確保するために、安全パトロールを実施しております。その臨時職員の賃金となっております。

予算書の300ページ、301ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄4、通園通学支援費でございますが、白沢地区の幼稚園及び小・中学校を対象として、幼稚園バスの運行、それから自転車通学の生徒へのヘルメットの支給に要する経費となっております。

続きまして、302、303ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄6、東日本大震災対策費でございますが、これは、市外及び市内の被災児童・生徒への給食費、学用品等の支援費となっております。

続きまして、304、305ページをごらんいただきたいと思います。

3目学校教育費でございます。

説明欄2の学力向上対策費でございますが、これは、学力検査及び知能検査、漢字検定等を実施するとともに、教師の資質向上のための研修会を実施して、児童・生徒の基礎学力の向上を図る内容となっております。

続きまして、説明欄3の外国語指導助手招致費でございますが、英語教育の充実を図るために、中学校を単位として、3名の英語指導助手の人件費等となっております。

続きまして、306、307ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄4、学校教育支援費でございますが、登校が困難な児童・生徒を対象に支援をするもので、2名のスクールソーシャルワーカーの配置と、10名の特別支援員を配置する経費となっております。

続きまして、308、309ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄5のキャリア教育推進費でございますが、中学校におけるキャリア教育の講師謝礼と、夢先生による授業の指導料、それから国内交流事業実施のための調査費用となっております。

続きまして、310、311ページをごらんいただきたいと思います。

5目放射能対策費の説明欄、放射能対策費でございますが、原発事故による放射能対策として、学校給食の放射性物質検査を実施する内容となっております。

なお、平成26年度に体験活動推進事業ということでスキー教室を実施しておりましたが、平成27年度につきましては、9月の定例議会で補正をし、対応することといたします。補正予算で対



応をすることになってございます。

続きまして、310ページから317ページまでになりますが、小学校費の1目学校管理費となっております。こちらは各種、各学校の管理運営費、それから保健管理費となっております。

続きまして、316ページ、317ページをごらんいただきたいと思います。

2目の教育振興費、説明欄教育振興費でございしますが、小学校の教材や図書の購入、それから各種大会の参加に伴うバス借り上げ料等が主な内容となっております。

続きまして、318から325ページになりますが、申しわけございません、318ページになります。

説明欄2の就園奨励援助費でございしますが、経済的に就学困難な児童や特別支援学級に通う児童の援助費となっております。

続きまして、320から325ページになりますが、中学校費となります。各中学校の管理運営費、それから保健管理費となっております。

続きまして、324ページと325ページをごらんいただきたいと思います。

2目教育振興費、説明欄8の教育振興費でございしますが、中学校の教材や図書の購入、それから各種大会等に参加するバスの借り上げ料が主な内容となっております。

続きまして、326から329ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄2の就学奨励援助費でございしますが、経済的に就学困難な児童と特別支援学級に通う児童の援助費となっております。

続きまして、330から335までが4項幼稚園費、1目幼稚園費の説明欄2、幼稚園管理運営費と保健管理費、それから教育振興費となっておりますが、各幼稚園の管理運営費や保健管理、教材等整備の事業費となっております。

続きまして、336ページ、337ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄6の私立幼稚園就園奨励費は、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、負担軽減を図るための補助金を交付する内容となっております。

同じく、説明欄7の預かり保育費でございしますが、家庭で保育困難な園児に対して、時間外に預かる保育支援を行っているものでございます。

続きまして、説明欄8の私立幼稚園子ども子育て新制度給付でございしますが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援制度施行に伴う新たな給付制度となっております。市内と市外の認可保育所、新制度に移行する幼稚園に通園する保護者に対する給付する内容となっております。

続きまして、392ページから393ページをごらんいただきたいと思います。

6項保健体育費、3目学校給食費でございします。

説明欄1の学校給食費でございしますが、(1)自校給食事業につきましては、白沢地区の小・中学校4校の給食事業に要する経費で、主に調理員の人件費となっております。

(2)の本宮方部学校給食センター運営参画事業でございしますが、大玉村と共同設置いたしました給食センター協議会への負担金となっております。

以上、幼保学校課が所管いたします内容について説明を終わらせていただきます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 続きまして、生涯学習センターが所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

まず、5款労働費になります。予算書の217ページをお開きいただきたいと思います。

216、217ページですが、5款労働費、1項労働諸費、2目勤労青少年ホーム費の細目1番、勤労青少年ホームの管理運営費であります。中央公民館2階部分になります勤労青少年ホームの維持管理に係る経費が主な経費であります。

続きまして、10款教育費になります。予算書338ページからになります。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、339ページの細目2番の社会教育総務費であります。これにつきましては、地区館長、分館長の報酬、あと臨時職員の賃金、生涯学習事業の委託料に係る経費が主な経費となります。

続きまして、341ページ、細目3番、女性団体活動支援費であります。女性団体の円滑な事業推進を図るための補助金に係る経費であります。

同じページ、細目4番、社会教育委員活動費であります。社会教育委員報酬や委員の活動に係る経費が主な経費の内容です。

続きまして、343ページになります。

細目5番の青少年健全育成費であります。青少年の健全育成を図るために、青少年健全育成推進大会を開催するための経費や、青少年健全育成団体の円滑な事業推進を図るための補助金に係る経費が主な内容になっております。

次に、345ページになります。

細目6番の成人式費です。これにつきましては、成人式を実施するに際しての記念写真、記念品等に係る経費が主な内容になっております。

同じページ、細目7番、体験活動、ボランティア活動支援センター費であります。これにつきましては、総合学習等の事業における講師を派遣するコーディネーターに係る経費が主な内容になっております。

345ページ、一番下になります。

細目8番、放課後子ども教室推進費であります。市内7小学校区において毎週1回開催しておりますゆうゆうクラブにおけますコーディネーターや安全管理員、活動指導員に係る経費が主な内容になっております。

同じページ、347ページになりますが、細目9番、学校支援地域本部費であります。学校と学校支援ボランティアとの連絡調整を行いますコーディネーターに係る経費が主な経費の内容になっております。

同じページ、347ページの細目10番、住民主体のふるさとづくり推進費であります。地域住民がまち歩き等を通じながら、ふるさとの魅力再発見、地元学事業に係る経費が主な内容になっております。

次に、349ページになります。

細目11番、地域支援推進費であります。地域コミュニティ再生支援事業に取り組むコーディネーターに係る経費が主な経費の内容になっております。

次に、348から2目の社会教育振興費になりますが、349ページの細目1番の青少年教育費から353ページの細目5番の家庭教育費までであります。これにつきましては、青少年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育、家庭教育に関します講座、教室を開設するための講師謝礼等に係る経費が主な内容になっております。

次に、353ページの細目6番、読書教育費であります。これにつきましては、中央公民館図書室における読書活動の振興を図るための経費や、臨時司書の雇用に係る経費が主な経費の内容に

なっております。

次に、予算書の354ページからは、3目文化芸術費になります。

355ページの細目1番、文化芸術振興費であります。これにつきましては、すぐれた芸術等に触れる機会を提供し、市民に豊かな心と創造性を培ってもらうため、文化スポーツ振興基金活用事業の芸術鑑賞公演会や幼稚園、保育所、小学校並びに中学校の生徒、保護者への芸術鑑賞するための公演会の開催に要する経費が主な内容になっております。

同じページ、355ページの一番下ですが、細目2番のカルチャーセンター維持管理費につきましては、カルチャーセンターの維持管理に係る経費が主な内容になっております。

次に、356ページからにつきましては、4目ふれあい文化ホール費になります。

357ページのふれあい文化ホール運営費であります。これにつきましては、ふれあい文化ホールで開催いたします各種企画展や各種講座等に係る経費が主な経費の内容になっております。

359ページ、細目2番、ふれあい文化ホール維持管理費であります。これにつきましては、ふれあい文化ホールの維持管理に係る経費が主な内容になっております。

次に、360ページからは5目公民館費になります。

361ページの細目1番の中央公民館維持管理費、あと363ページの細目2番、白沢公民館維持管理費につきましては、それぞれ中央公民館、白沢公民館の維持管理に係る経費が主な内容になっております。

366ページからにつきましては、6目図書館費になります。

367ページ、細目1番のしらさわ夢図書館費であります。市民の読書活動の振興を図るために必要な図書購入費や各種委託料、臨時司書や 員の雇用に係る経費が主な経費の内容になっております。

次に、369ページ、細目2番、しらさわ夢図書館維持管理費であります。これにつきましては、しらさわ夢図書館の維持管理に係る経費が主な内容になっております。

368ページからは7目文化財保護費になります。

369ページの細目1番、文化財・史跡費であります。これにつきましては、文化財の指定及び保存を推進するための文化財調査員の報酬及び文化財保存団体育成に係る経費が主な内容になっております。

次に、370ページからは8目歴史民俗資料館費になります。

371ページの細目1番、資料館管理運営費につきましては、歴史民俗資料館の維持管理経費と管理運営に係る経費が主な内容になっております。

372ページからにつきましては、6項保健体育費、1目保健体育総務費になります。

373ページ、細目2番のスポーツ推進委員活動費につきましては、地域のスポーツ振興を担うスポーツ推進委員の報酬等に係る経費が主な経費の内容になっております。

次に、375ページ、細目3番、スポーツ振興費であります。これにつきましては、各種スポーツ教室、地区レクリエーション大会に係る経費や学校開放等に伴う鍵管理への委託料、また、実力のある指導者を招致しまして年間を通して指導を受ける市民競技力向上対策事業に係る経費が主な内容になっております。

次に、377ページになります。

細目4番のスポーツ振興活動支援費であります。これにつきましては、スポーツ振興活動団体の円滑な事業推進を図るための補助金に係る経費が主な内容になっております。

378ページからにつきましては、2目体育施設費になります。

379ページの細目1番、体育館管理運営費から391ページ、市民プール、白沢体育館、しらかわグリーンパーク、白沢庭球場、海洋センター、白沢野球場、運動場、地域運動場・体育館、柔剣道場、シルバースポーツセンター、それぞれ体育施設の維持管理、管理運営に係る経費が主な内容になっております。

最後、393ページになります。

細目12番、これは新規であります。先ほど条例のほうでもお話ししましたが、子ども屋外プール管理運営費になります。これにつきましては、子ども屋外プールの施設の維持管理や管理運営に係る経費が主な内容ということで、新規に計上をさせていただきました。

以上、生涯学習センターの所管いたします事項につきましての説明を終わらせていただきます。

◇委員長 以上ですね。

それでは、議案第30号についてのご意見をお願いします。

そうすると、総体的には教育委員会の予算要求は大枠うまく要求額に落ち着いたというふうなことで理解しておいてよろしいですか、全体的には。

◇教育部長 そうですね。委員の皆さんに、市長のほうに要望いただきました内容の中で、届かなかったものもありますが、大筋入っております。届いていないのは一中学区の司書であったり、NPOに対する経費の上積みであったり、そういうところになります。

◇委員長 とりあえず、白沢関係のバスの関係については5,600万、一応予算要求になっているから、1年間かけて来年どういうふうにしていくか、とりあえずこれが通れば落ち着いていけるわけですね。それで議会承認という形になると。

皆さんのほうから特に。

はい。

◇3番委員 小学校、中学校にエレベーターの調査費ってありましたけれども、その辺ちょっと具体的に教えていただきたいのと、バスは市から出していただくということなんですけれども、個人負担の変更はないのかどうか。あと、もとみや駅伝のこちら、駅伝チームのユニホームというのも予算要求していたかと思うんですけれども、その辺どうなったのか教えていただければと思います。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇教育総務課長 まず、1点目のエレベーターの関係でございますが、本宮地区におきましては、これまで耐震改修の計画があったこと、さらには新築、改築の際にエレベーターを設置してまいりました。今後は白沢地区の小学校3校と中学校1校、まだエレベーターが未設置でございますので、今後、年次計画により整備を進めていきたいと思いますということで、方針が確認されたところでございます。

新年度の予算につきましては、今後の整備計画を立てていくために、既存校舎、当然工事の際には建築確認申請等必要になりますので、そちらの関係で問題になる部分の把握、さらには解決方法と、概算事業費を算出いたしまして、今後の整備計画等の基礎とするための調査事業でございます。

以上です。

◇3番委員 それは生徒が利用するものでよろしいんですか。

◇教育総務課長 基本的には、肢体不自由の方とか障害をお持ちの方が利用していただくのと、さらには、給食のダムウエーターを廃止しまして、給食の運搬にも使用したいという考えでございます。

◇委員長 はい。

◇**幼保学校課長** それでは、2つ目の質問のバスの負担金ということでしたが、平成27年度につきましては、増額分は全て市が持つということで予算も措置されております。個人負担につきましても、今年度同様の負担額ということで、値上げは27年度については考えてはございません。

◇**委員長** はい。

◇**生涯学習センター長** 駅伝チームのユニホーム関係ですが、この377ページの駅伝大会実行委員会補助金、377ページの細目4番のスポーツ振興活動支援費の中の駅伝大会実行委員会補助金の中に含まれているんですが、ユニホームとあとロングコート、一応ロングコートにつきましては、私が要求した以上に認めていただきました、数的にですね。この中に入っておりますので、27年度で新しくしたいと考えております。

◇**3番委員** すみません、あと野球チームもありますよね。

◇**生涯学習センター長** はい。野球につきましては、この体育協会補助金、このところに野球とソフトのユニホーム更新ということで金額が上乘せになっております。

◇**委員長** じゃ、今年中に解決できる見通しですね。

この間、上尾でマラソン大会やってきましたよね。それで、私は床屋さん行ってきた、床屋の息子さんが一緒に走って、二十何番目になったとかという話聞いたんですが、小濱校長先生が追走した、伴走したんですか。

◇**生涯学習センター長** そうですね。まゆみ小学校からは校長先生と、あと3人の先生、あと本宮中のチームはその陸上の担当の先生1名という、あと職員が2名併走しました。

◇**委員長** それで、まゆみ小学校の先生か、校長先生かわかりませんが、逐次連絡をよこして、これから出発しますとか、今何番目走っていますとかというのを、逐次丁寧に残っている父兄に連絡をよこしてくれましたということで、感謝していました。何か丁寧な連絡があつてうれしかったという話がありました。

そのほかありますか。

はい、どうぞ。

◇**4番委員** 予算要望の中で、保育所の給食室のエアコンの設置に関してなんですけど、こちらはどこかにのってました。ちょっと確認できなかったんですけども。

◇**委員長** はい。

◇**教育総務課長** 保育所の給食室にエアコン設置ということで要望していただきましたが、当然うちのほうとしては要求したんですけども、査定段階で来年度財政が厳しいということで、当初予算には認められませんでした。今後さらにまた要求していきたいと思います。

◇**委員長** あとはありますか。

いいですか。

教育長のほうからいいですか、特段に。

◇**教育長** 特にありません。

◇**委員長** それでは、議案第30号については質疑を終了し、報告どおり承認することに決したいと思います。

以上できょうの議案関係については終わりですね。

一旦ここで協議に入る前に休憩とらせてもらっていいですか。

3時5分まで休憩をさせていただきます。暫時休憩に入ります。

【午後2時55分休憩】

【午後3時05分再開】

◇委員長 それでは、時間になりましたので、再開します。

◇

◎協議第1号 福島・伊達・安達採択地区教科用図書共同採択に関する規程（案）の承認について

◇委員長 それでは、協議第1号 福島・伊達・安達採択地区教科用図書共同採択に関する規程（案）の承認について。

はい、どうぞ。

◇教育総務課課長補佐 資料35ページからになります。ごらんいただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

福島・伊達・安達採択地区教育長協議会から35ページのとおり通知がございます。改正案につきまして、教育委員会で協議の上、承認をいただきたいという内容になってございます。

内容につきまして、主な改正点を少し申し上げたいと思います。

36ページになりますけれども、第2条、これは採択事務の委任先が、3支会長の全市町村長から、福島・伊達・安達採択地区協議会の協議会長ということに変更になります。

それから、第3条、福島・伊達・安達採択地区協議会は、県北8市町村の教育委員会が設けるといことで、ここで8市町村の教育委員会が明記をされております。

それから、37ページですけれども、右側のほうになります。第4条で、福島・伊達・安達採択地区協議会は、地区内の市町村立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択について協議を行うということが明記されております。

それから、その下、第6条の第4項になりますけれども、採択の担当地区は福島、伊達、安達の順番で輪番制になるということが明記されております。

次の38ページになります。

38ページの右側になりますけれども、第11条にいきまして、教科用図書の選定について、調査審議については、福島・伊達・安達採択地区協議会から福島・伊達・安達採択地区協議会選定委員会という名称になります。

次、40ページになりますけれども、40ページの第16条、一番上になりますけれども、これは、教科用図書の採択が確定した後は、遅滞なく公表するということが明記されております。

次、18条、これについては、経費の支弁方法が明記されております。

19条につきましては、関係市町村教育委員会における教科用図書の採択は、協議会の報告に基づき行うことということにされております。以前は、左側の第14条というのがありますけれども、教育長協議会の報告を尊重するという内容でしたけれども、今回は教育委員会の報告に基づき行うという内容になってございます。

あと、20条ですけれども、ここでは、4年間毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するということが明記されております。

主な改正点につきましては以上になります。ご協議のほどをよろしくお願いいたします。

◇委員長 教育長、何かありますか。

◇教育長 今説明があったような内容で今回採択をして、今までのやり方と一部変わったということで、教育委員会といいますか教育長も含めての意見をもっともっと重要視していこうと。つまり、今まではお願いだけをしていて、もうどれ決まってもとんとん行って、はい問題ありませんで来

ちゃったんだけど、もう少しいろいろな教育委員会の考え方なんかも反映させていけるようにしようということになりましたので、以上のようなあちこちの改正点がありました。

◇**委員長** これら唯一教育委員会で決定できる内容で、市長の意見、各首長の意見なんかはここには入らせないということでの成立要件だったんだね。内容的にはそういうふうなベースづくりを教育委員会の基盤に置くということだと思うんだけど、大綱的にはね。そこで、皆さんのほうから意見、質問をいただきたいと思います。

ちょっと理解できない内容ですね。要するに、会議要員というのは従来どおりに、最終決定は教育長協議会とか、そういう会で決まるわけだけれども、今までどおりと選ばれた何十人かの先生が選択をして調査して、その提案を受けて、それで各支会の協議会にのせて、そこで逆戻りして採択という形だったんだけど、今回の内容的には、協議、いわゆる教育委員会が参加する場というのは保障されているんだっけ。

◇**教育長** 基本的には、最終的には、私たちは諮問をして、答申をいただくんですね。そこは同じなんですけど、もう1つ、1つ前の協議会に出ていただいたときに、調査委員の方々から上がってきたものについて、今までは余り質問とか大幅な変更とかそういうのはなかったんですね。その辺あたりをもっときちんと意見、協議会に出た方々の意見も重要視しましょうと。

それから、一般の先生方からも、教科書センターに行っているいろいろ意見を書けるんですよ。例えば国語の教科書だったら、東書を使っているけれども光村のほうがいいと、そういうふうに思った先生方がうんとふえたと。しかし、調査委員の人たちが東書がいいと決まればそのまま通っていつちゃったところがあるんだけど、そういう一般の先生方のもっと重要視しましょうとか、そういうところをしっかりと組み入れて最終決定をしましょうというような流れにはなってきました。今までは、やったけれどもすごく生かされるという場面はなかったんですね。なので、そういうところにちょっと注意されてきているかなと。

◇**委員長** 本来ならば、いわゆるその調査委員会ですらまとめた話を協議委員の人が聞いて、そこで決着を図るんじゃなくて、一回持ち帰るといって、それはマル秘、全体的にマル秘事項だからね、そこ難しいんだけど、そんなふうにして少しピンポン一回ぐらいやりとりすれば皆さんの意見を聞いた上で反映できるんだけど、独断専行になっちゃうね、今までのあれだとね。だから、その辺がどういうふうに改善されるのかなという気はしたんだけど、とりあえず皆さんのほうから質問あれば。あれ、今度の協議会というのは、これの文章見るとあるんだっけ、あるんでしたっけ。

◇**教育長** あります。新年度になったら、中学校の教科用図書が採択の年になりますので、そのやり方、方法をこれ、新しいのでやっていきたいと思いますということになっています。

◇**委員長** そうすると、そのときだけでも、やはり一回協議会というのを経験しても。

◇**教育長** 委員長さんが代表で、あと谷さん前の年になった。

◇**2番委員** 一度、はい、なった年に行かせていただきました。なるほどと思って、こういうことをやっている。

◇**委員長** 教育委員になった以上は、教科書選定というのは主要な、やはり選定の任務だからね。だから、やはり一回は経験しておいたほうがいいと。それ余談だけれどもね。後でやりますけれども。

では、質問なければ、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇**委員長** では、そういうふうなことで、協議事項の1については決まっていきたいと思います。



## ◎協議第2号 本宮市子ども・子育て支援事業計画について

◇委員長 それでは、次に、協議第2号 本宮市子ども・子育て支援についてですね。

はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、本日お配りいたしました本宮市子ども・子育て支援事業計画素案についてでございます。

私のほうからは、今回の流れについて若干説明をさせていただきたいと思います。

平成24年の8月に、日本の子供、子育てをめぐるさまざまな課題解決するために、子ども・子育て関連三法が成立いたしました。この法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、それから地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていくことも、子育て支援制度が平成27年4月1日より施行することとなっております。市では、新しい制度のもと、より子育てしやすい環境づくりを進めるため、未就学児童のいる全世帯を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。その結果を踏まえて、教育と保育体制の見直しや少子化を捉えた対策を講じるための本宮市子ども・子育て支援事業計画素案を策定をいたしました。この本宮市子ども・子育て支援事業計画素案は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画になっており、3回の本宮市子ども・子育て会議を経て作成されております。今後はパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様のご意見を伺い、議会の承認を得た後施行されることになっております。

本日お配りいたしました本宮市子ども・子育て支援事業計画素案につきましては、市役所内の庁議において指摘事項があり、多少修正が加わる予定ではありますが、大きな変更はございませんので、これをごらんいただき、ご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

なお、ご意見につきましては、パブリックコメントの期限まで、3月中旬、まだ日程については未定だということなんですけれども、3月中旬ごろぐらいをめどにしたいということですので、10日ぐらいまでにいただければ、幼保学校課のほうで承りますので、ご意見があれば承りたいと存じますので、よろしくをお願いします。

以上です。

◇委員長 それでは、この素案について、概略的な質問か何かありますか。あとは少し宿題、課題、研究課題にさせてもらいますが。

はい、どうぞ。

◇2番委員 私、会議に出させていただいたことがあります。

◇委員長 何か、じゃ今ありますか。

◇2番委員 じゃ、そのとき、育成会の代表の方が委員さんで副委員長さんでしょうか、でいらした方が何か最後にご意見ということで、これに直接関係するわけではないけれども、中学校区3つありますよね、本宮一中学区、二中学区、白沢中学区ってあるんだけど、その幼児教育ですか、だから、児童館とかそういう面からしても、一中学区は非常に充実している感があるけれども、それ以外のところをより充実させてほしいみたいな意見が多くあるというご意見が副委員長さんから出たのはちょっと印象的だったので、ここで皆さんにお伝えできればと思いました。そうおっしゃっていました。

◇教育長 児童館ですか。

◇2番委員 児童館というか、全般的に子供さんのいろいろなものですね。だから、小学校とか中学校がとかそういう意味ではなくて、保育所や幼稚園や、多分二中学区ですと、今のところは屋内の遊び場もないですしね、これから整備でしょうから、そういう意味で、だから中央にはえぼかがあ



ったり第1児童館、第2児童館があつたりするけれども、一中学区には。二中学区には、白沢、でも白沢はあると思うんですよ。育成会の代表の方なんで、多分いろいろなお母さんとお話しした中でそんな話が出たのかなと思ってご意見おっしゃっていたんで、ちょっと印象に残ったんで、ご紹介したいと思いました。

◇委員長 それでは、研究課題として、次期の教育委員会まででいいですか。臨時教育委員会ですか。  
〔「10日ぐらいまで」と言う人あり〕

◇委員長 その前ですね、臨時教育委員会はね。  
その辺まで大丈夫ですね。

◇幼保学校課長 はい、大丈夫です。

◇委員長 6日送別会じゃなかったかね。

◇2番委員 ですね。

◇委員長 教育委員会の、臨時教育委員会の日程はまだ決まっていらないけれども。

◇教育長 6日に教職員の内示が出るので、そこで教育委員会を開いて、そこで決定してもらわないといけないので、6日が臨時の教育委員会で予定しております。

◇委員長 わかりました。

それでは、後で繰り返さないように。6日、臨時教育委員会になります。したがって、そこまでの間にこの研究を少しして、問題提起があれば文書で差し上げてもらってもいいし、ひとつお願いします。取り扱いについてはそんなふうな扱い方でさせていただきます。

◇2番委員 時間は大体というのわからないですよ。

◇教育総務課課長補佐 臨時の教育委員会については、教育委員会協議会のほうで協議しようかなというふうに思っていたんですけども。

◇2番委員 すみません、はい。

◇委員長 じゃ、協議事項第2号につきましては、そのような取り扱いにさせていただきます。

◇  
◎報告第1号 本宮市議会からの予算要望に対する回答について

◇委員長 それでは、あと、次に、報告の第1号からですね。第1号をお願いします。  
協議会のほうに入ってしまうか、そうすると。

◇教育部長 いや、報告になります。

◇委員長 なるほどね。

はい。

◇教育部長 では、報告の第1号 本宮市議会からの予算要望に対する回答につきまして、お手元の議案資料42、43ページで説明させていただきます。

毎年のことですが、市議会のほうから昨年12月議会初日に予算編成に対する要望が出されております。教育部に関します内容につきましては、お手元の資料の要望事項として書かれている部分になります。これにつきましては、当初予算編成、さらには副市長、市長査定を経まして、その中で検討し、2月20日に臨時会が予定されておりますので、そのときに市長から議長に回答する予定です。その要望内容につきましては、ほぼ昨年度の内容に類似しておりますが、毎年市政の環境とか社会ニーズも変わってきますので、その辺を踏まえた回答とさせていただいているものであります。

内容につきましては、見ていただきたいと存じますが、簡単に主なところだけ説明させていただ

きます。

教育総務関係では、主にハード事業の内容となっております。耐震化計画等に基づきまして、本宮第一中学校南校舎、白沢中学校体育館の耐震補強改修工事、さらには、岩根小学校新体育館と公舎の渡り廊下の整備、あわせて旧体育館の解体、本宮第二中学校につきましては、2階に1教室の増築を行うものでございます。

幼保学校課に関しましては、(1)につきましては、放射能災害から既に4年を経過しようとしておりますが、引き続き児童・生徒の心のケアと体の健康管理に努めるという内容です。また、(2)学力向上につきましても、これも例年同じくなりますけれども、児童・生徒一人一人に応じた指導、さらには教師の指導力向上に努めることとしております。同じように、幼稚園、保育所等につきましても、共通カリキュラムに基づきまして教育を進めるとともに、職員の資質向上に努めるものです。

あと、(4)の通園通学支援でございますが、先ほど新年度予算案の中でも見ていただきましたとおり、27年度につきましては値上げになった部分、とりあえず市全額負担で継続するというところで回答しております。あと、さらに言えば、保育所、幼稚園の保育環境の整備につきまして、特に格差是正というのがあるんですけれども、なかなか一気に進まないところはございます。いろいろなことを提案はさせていただいておりますが、どちらかに合わせるとなると、一気に下げるか片方が上がるかということになりますので、折り合いのつく内容について、いろいろとこれからも提案した中で少しでも詰めていきたいと考えております。

また、待機児童の関係ですけれども、施設的には何とかかなりそうなのですが、職員配置関係にはまだ問題を残しておりますので、それも含めた中でも待機児童が出ないように努めていきたいと考えております。

あと、生涯学習センター関係では、ほぼ内容的に一緒であります。一番大きなのは、これ生涯学習に限らず、学校教育も含めてですが、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組んでいくところの回答としております。

あと、一番下の(7)で、社会教育施設等の耐震化ですが、社会教育施設の耐震診断、これを計画に基づきまして29年度まで行う予定です。これに基づいて、どういうふうにしていくかを詰めていく予定でございます。

以上が主な内容になります。今後、市の当初予算全体の中におきましても、重点事業の整理がされます。それを踏まえた上で、今後予算審査のほうに付していく予定でございます。

以上、雑駁ですが報告にかえさせていただきます。

◇委員長 ご質問か何かありますか。

はい、どうぞ。

◇3番委員 幼保学校課の(4)の本宮地区における通園通学支援についてというのは、これは継続しての表記なのか、また、ご意見があつての表記なのか、これはどうなんですか。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇教育部長 要望事項につきましても、あくまでも議会からの要望で、一般質問でもたびたび本宮地区でもという話がありまして、教育委員会の中でも検討いただいた中で、必要があればこれはやっていくと。ただ、今すぐの必要性は感じていないということで、かつ、集団登校を基本としましょうという、一応話し合いの中では方向性が出されておりましたので、それに基づいた回答としております。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇2番委員 回答なさるときに、何でしょう、例えば、私が思うになんですが、例えば、児童・生徒の心とケアみたいな感じで、幼保学校課の（１）の回答とかも、具体的にスクールソーシャルワーカーを配置しているとか、そういうような書き方というのはしないほうがいいんでしょうか。何か、多分議員さんはこういう一般的な質問で、一般的な答え方ですよ。そうすると、多分実際どれだけほかよりも頑張っている点があるとか、そういうことって余り理解していただけないんじゃないか。だから、予算書とか詳しく見ていただければ多分それはわかると思うんですけども、こういうところで回答していただけると、多分スクールソーシャルワーカーがいて頑張っているということは、私としてはほかよりも本宮市の教育委員会のほうが頑張っているところなのかなと思ったり、あと、安全・安心な給食の提供って、学校給食のところや何か、安全・安心な給食の提供に努めるという言い方しちゃうと何か普通ですけども、具体的に、この間も給食の委員会が出ていましたけれども、今あれですよ、食べられない食べ物とかいる子供さんに対しての、非常に配慮を行ってこういう形でやっているみたいな具体的な例があったほうが、私は議員さんもしっかり印象に残って、ああ、頑張っているんだなということをご理解いただけるのかなと思ったんですが、これはもう、これは違うんですね。

◇委員長 これは、私たちが市長に要望書を提出したでしょう。それに対する市からの回答という理解で、仕方でもいいでしょう。

◇教育部長 いや、これはあくまでも議会から要望が上がっています。

◇2番委員 議会からの要望に対する教育委員会の回答だから、もっと議員さんにご理解いただけるような書き方のほうが、せっかく頑張っているのにとちょっと思ったものですから、すみません。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇教育部長 この回答につきましては、なるべく簡潔明瞭、かつ、ハード事業につきましてはどうしてもその対象が出てまいりますけれども、それ以外につきましては、細かく入ってきますとかなりの量にもなりますので、これをもとに、今後開かれる常任委員会の中で内容のやりとりをまたさせていただきます。3月の新年度予算の審議をいただくというところにつながってまいります。ですから、おっしゃることはそのとおりでございますけれども、全部は入っておりません。

◇2番委員 わかりました。ありがとうございます。

◇委員長 いいですか、じゃ。

◇2番委員 はい。

◇委員長 皆さんのほうからありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

### ◎報告第2号 岩根小学校新体育館の完成について

◇委員長 それでは、なければ、報告第2号に移ります。

はい、どうぞ。

◇教育総務課長 報告第2号 岩根小学校新体育館の完成につきまして、口頭によりご報告を申し上げます。

児童数の増加と施設の老朽化に伴いまして、昨年の2月から建設を進めてまいりました岩根小学校の新体育館がこのほど完成いたしました。新体育館は、体育館機能に加えまして、特別教室と研

修室を備え、将来のさらなる児童数の増加に対応いたしますとともに、4月からは放課後児童クラブの活動スペースとしても利用が予定されているところがございます。つきましては、新体育館の完成を祝い、供用開始の節目とするため、既に皆様にご案内を差し上げておりますが、3月3日火曜日午前10時より引き渡し式を挙行いたしますので、委員の皆様にもご臨席いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

◇委員長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、第2号はそういうふうなことで、質疑を打ち切ります。

---

◎報告第3号 本宮市第一中学校南校舎及び白沢中学校体育館の耐震補強改修工事について

◇委員長 報告第3号。

はい、どうぞ。

◇教育総務課長 報告第3号 本宮第一中学校南校舎及び白沢中学校体育館の耐震補強改修工事につきまして、ご説明を申し上げます。

平成27年度に実施を予定しております本宮第一中学校南校舎及び白沢中学校体育館の耐震補強改修工事の実設計が終了いたしましたので、工事概要につきましてご説明を申し上げます。

別冊の報告第3号資料、こちらをごらんいただきたいと思います。

初めに、本宮第一中学校ですが、平成27年度の工事は南校舎と渡り廊下となります。北校舎と同様に仮設校舎を用いない居ながら施工といたしまして、音や振動を伴う工事は夏休みと冬休み期間中に集中して実施をいたします。

工法及び改修内容につきましては、北校舎と同様の内容となりますが、南校舎は補強箇所が多いこと、また、渡り廊下の耐震補強をするため、工事のボリュームが大きくなっております。このため、工期につきましては、本年の6月から来年3月までを予定しておりますが、建設需要が増大している状況を踏まえ、次年度への事業繰り越しも視野に入れながら準備を進めていく必要があると考えております。

耐震補強に関しましては、鉄骨ブレースが19カ所、柱包帯補強8カ所、耐震スリット取り付け2カ所となりまして、ベランダ下がり壁の切り詰め等による建物の軽量化対策もあわせて実施をいたします。

大規模改造に関しましては、震災によるクラック補修を行い、屋根、外部、内部、設備等、ほぼ全面改修となる内容となっております。

詳細につきましては、2ページ、3ページに平面図及び立面図を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、白沢中学校の体育館でございますが、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

白沢中学校の体育館は、東日本大震災におきましてグラウンド側への地すべりが確認されているため、対策として妻柱の構造補強及び非構造部材の落下防止対策をあわせて実施いたします。

予定工期は6月から来年2月までの9カ月間といたしまして、その間体育館は使用できませんので、体育の授業及び屋内の部活動等につきましては、白沢体育館を使用するという調整をいたしました。

大規模改造に関しましては、屋根及び外壁は全面防水塗装を、内部につきましては、床、壁、天井の改修、さらにトイレの洋式化等を図ってまいります。

詳細につきましては、5ページ、6ページに平面図、立面図を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いをいたしたいと思っております。

以上、平成27年度に実施を予定しております耐震補強工事の概要説明とさせていただきます。

◇委員長 第3号について。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それじゃ、第3号を打ち切ります。

---

◇

#### ◎報告第4号 スーパーティチャーによる体育の授業について

◇委員長 次に、第4号についてお願いします。

はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、資料につきましては44ページと45ページになります。

44ページについては、先ほどお配りしました資料と差しかえということで、よろしくお願いをします。

子供の健康を守る安全・安心対策支援事業ということで、スーパーティチャーの事業を実施いたしました。2月16日月曜日と2月17日火曜日ということで、J.VICの講師の先生を招いて、体育館でできる陸上競技ということで、各学校で実施をいたしております。

なお、白沢中学校につきましては、日程が合わなかったことで、今回は見合わせております。

45ページの指導者のプロフィールにつきましては、ごらんいただきたいと思っております。

以上です。

◇委員長 スーパーティチャーについて、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それじゃ、質問がありませんから、打ち切りたいと思っております。

以上をもちまして、議案全体が終わりましたので、ここで次回の教育委員会について決定をしておきたいと思っております。

---

◇

#### ◎次回開催日程について

◇委員長 再開します。3月の教育委員会の日程に入ります。

〔次回開催日程について協議〕

◇委員長 次回の教育委員会は3月27日に決定します。

---

◇

#### ◎閉会の宣告

◇委員長 それでは、以上をもちまして2月の教育委員会定例会を終了します。

【午後 3時42分閉会】